

アスベスト対策に関する行政評価・監視  
—飛散・ばく露防止対策を中心として—

結 果 報 告 書

平成 28 年 5 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

アスベスト（石綿）とは、クリソタイル（白石綿）など特定の鉱物の総称であり、安価で、かつ耐熱性、耐摩耗性等に優れていることから、従来、建材製品等に広く使用されていたが、その吸引により、中皮腫、肺がん等の深刻な健康被害の発症リスクが高まることが明らかとなったため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により、段階的な規制を経て、平成18年9月以降、重量比0.1%超のアスベスト含有製品の製造、輸入、使用等が禁止された（限定用途のアスベスト含有製品についてのみ、当分の間、適用除外とする猶予措置が採られていたが、24年3月に適用除外製品は全廃となった。）。

アスベストは、かつて年間約30万トン輸入され、輸入総量約1,000万トンの約9割が建材として使用されたといわれているが、その使用実態は必ずしも十分把握されていない。

アスベストを含有する建材が使用されている建築物等については、解体等を伴う建設工事が行われる際、アスベストの飛散・ばく露による健康被害を防止するため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の関係法令に基づき、当該工事の発注者又は施工者に対して、事前の届出、飛散・ばく露防止措置の実施などが義務付けられている。

さらに、今後、アスベストが使用されている可能性がある建築物等の解体が増加することが見込まれていることや、近年における無届解体や解体現場でのアスベストの飛散事例の発生などの状況を踏まえ、平成25年6月の大気汚染防止法の改正により、①施工者から発注者への届出義務者の変更、②施工者に対するアスベスト含有建材の使用状況に係る事前の調査の義務付け、③都道府県等による立入検査の対象範囲の拡大など、アスベストの飛散・ばく露防止対策の強化が図られているが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた開発を含む各地の再開発などにより、更に、解体が増加していくことが見込まれることから、アスベストの飛散・ばく露防止対策の確実かつ迅速な実施が重要となっている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、建築物の壁面等の損壊により内部に使用されていたアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した事例が報告されている。今後、南海トラフ地震や首都直下地震など大規模な自然災害等の発生のおそれも指摘されていることから、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止についても、的確な準備措置を講じておくことが極めて重要となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、アスベストによる健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の体制の整備状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



# 目 次

第1 行政評価・監視の目的等 .....	1
第2 行政評価・監視結果 .....	2
1 アスベスト対策の概要.....	2
2 建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策.....	26
(1) 事前調査の適正な実施の確保.....	26
(2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進.....	66
(3) 事前調査結果等の適切な掲示の確保.....	90
(4) 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底.....	97
(5) 立入検査の実効性の確保.....	133
(6) レベル3のアスベスト含有建材の適切な処理の推進.....	141
3 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策.....	157
4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握.....	178
(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充.....	178
(2) アスベスト台帳の整備の促進.....	223



# 図表等目次

## 1 アスベスト対策の概要

表 1-①	中皮腫による死亡者数の推移	8
表 1-②	我が国のアスベスト輸入量の推移	8
表 1-③	アスベスト含有建材の種類	9
表 1-④	民間建築物の年度別解体棟数（推計）	9
表 1-⑤	東日本大震災で被災した建築物からアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した例	10
表 1-⑥	「アスベスト問題への当面の対応」（平成 17 年 7 月 29 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合、9 月 29 日改訂）（概要）	11
表 1-⑦	「アスベスト問題に係る総合対策」（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）（概要）	12
表 1-⑧	「アスベスト問題に係る総合対策」（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）（抜粋）	13
表 1-⑨	アスベスト含有製品の製造、輸入、使用等の禁止に関する規定	13
表 1-⑩	アスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事に対する大防法の規制に関する規定	14
表 1-⑪	アスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事に対する安衛法の規制に関する規定	19
表 1-⑫	建設リサイクル法に基づく届出に関する規定	22
表 1-⑬	「アスベスト問題への当面の対応」（平成 17 年 7 月 29 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合、9 月 29 日改訂）（抜粋）	24
表 1-⑭	各府省における吹付けアスベスト等使用実態調査の実施状況	25
表 1-⑮	労働者を就業させる建築物等に使用されたアスベスト含有建材の除去等の措置に関する規定	25

## 2 建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

### (1) 事前調査の適正な実施の確保

表 2-(1)-①	「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」（平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課）（抜粋）	31
表 2-(1)-②	安衛法に基づく技術上の指針に関する規定	31
表 2-(1)-③	「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 24 年 5 月 9 日付け技術上の指針公示第 19 号）（抜粋）	32
表 2-(1)-④	「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」（平成 24 年 2 月 13 日付け基安化発 0213 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）（抜粋）	33
表 2-(1)-⑤	「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」（平成 24 年 10 月 25 日付け基安化発 1025 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）（抜粋）	35
表 2-(1)-⑥	「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第 9 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」（平成 25 年 1 月 7 日付け基安化発 0107 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）（抜粋）	39
表 2-(1)-⑦	事前調査により建築物等に使用されているレベル 1 又はレベル 2 のアスベスト	

含有建材が適切に把握されないまま解体等工事が開始された例等	41
表 2-1-⑧ 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成 19 年 8 月環境省水・大気環境局大気環境課災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成検討会)(抜粋)	61
表 2-1-⑨ 大防法に基づく届出に記載されたアスベスト含有建材の使用状況を踏まえて、他の箇所調査が適切に実施されているかを確認している例	61
表 2-1-⑩ 安衛法に基づく届出に記載されたアスベスト含有建材の使用状況を踏まえて、他の箇所調査が適切に実施されているかを確認している例	62
表 2-1-⑪ 事前調査の実施状況を確認するため、具体的な調査部位、調査結果等を記載した書面等の提出を事業者に求めている例	63
表 2-1-⑫ 事前調査の実施方法、把握されたアスベスト含有建材の使用状況に関する情報の工事関係者での共有状況について記載した書面等の提出を事業者に求めている例	64
表 2-1-⑬ 事前調査が適切に実施されているか確認するための体制整備を図っている例	65

## (2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進

表 2-2-① 関係法令に基づく届出に関する規定	73
表 2-2-② 関係法令に基づく届出の対象と時期	75
表 2-2-③ 環境省から県市に対する情報共有の推進に関する通知	76
表 2-2-④ 厚生労働本省から都道府県労働局に対する情報共有の推進に関する通知	77
表 2-2-⑤ 県市における関係法令に基づく届出情報の共有状況	79
表 2-2-⑥ 大防法に基づく事前調査の適切な実施や届出漏れ防止のために、共有情報を活用している例	82
表 2-2-⑦ 県市における情報共有の頻度	83
表 2-2-⑧ 関係法令に基づく届出情報の共有を行っていない理由(県市)	84
表 2-2-⑨ 騒音規制法等に基づく届出情報等を活用している例	85
表 2-2-⑩ 労基署における関係法令に基づく届出情報の共有状況	86
表 2-2-⑪ 共有情報をレベル 3 のアスベスト含有建材に係るばく露防止措置の遵守状況の指導監督に活用している例	88
表 2-2-⑫ 労基署における情報共有の頻度	88
表 2-2-⑬ 関係法令に基づく届出情報の共有を行っていない理由(労基署)	88
表 2-2-⑭ 県市及び労基署における情報共有の工夫例	89

## (3) 事前調査結果等の適切な掲示の確保

表 2-3-① 事前調査結果の掲示及び作業方法等の掲示に関する大防法の規定	93
表 2-3-② 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」(平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)	95
表 2-3-③ 解体等工事現場における事前調査結果の掲示状況	95
表 2-3-④ 解体等工事現場における作業方法等の掲示状況	96
表 2-3-⑤ 騒音規制法等に基づく届出又は建設リサイクル法に基づく届出の機会を活用し、事業者に対し事前調査結果の掲示義務を周知している例	96

## (4) 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底

表 2-4-ア-① 大防法に基づく集じん・排気装置の設置、立入検査に関する規定	100
表 2-4-ア-② 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」(平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)	103
表 2-4-ア-③ 「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き(建築物等の解体等現場)」(平成 26 年 7 月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)	107
表 2-4-ア-④ 県市が集じん・排気装置の正常稼働に係る指導に苦慮している例	108
表 2-4-ア-⑤ 県市において、集じん・排気装置の排気口のダクト内部の粉じん濃度に関し、	

望ましい水準を設定している例	109
表 2-(4)-ア-⑥ 自らのデジタル粉じん計等を用い、集じん・排気装置の正常稼働の確認を実施している区市一覧	110
表 2-(4)-ア-⑦ 区市が自らデジタル粉じん計等を使用して集じん・排気装置の正常稼働を確認した結果に基づき指導を行った例	110
表 2-(4)-イ-① 大防法における敷地境界等のアスベスト濃度測定に関する規定	115
表 2-(4)-イ-② 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成 25 年 2 月 20 日付け中環審第 704 号）（抜粋）	116
表 2-(4)-イ-③ 「建築物との解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評価方法」（平成 25 年 10 月アスベスト大気濃度調査検討会）（抜粋）	117
表 2-(4)-イ-④ 区市が事業者に対して解体等工事の現場における敷地境界等のアスベスト濃度測定を求めている例	119
表 2-(4)-イ-⑤ 区市が自ら解体等工事の現場における敷地境界等のアスベスト濃度測定を実施している例	123
表 2-(4)-イ-⑥ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」（平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課）（抜粋）	129
表 2-(4)-イ-⑦ 事業者又は区市が実施した濃度測定で 1 本/L を超えるアスベスト濃度が検出された例	129
表 2-(4)-イ-⑧ 解体等工事の敷地境界等におけるアスベスト濃度測定の義務付け等に関する区市の意見	131

## (5) 立入検査の実効性の確保

表 2-(5)-① 大防法及び安衛法における立入検査に関する規定	136
表 2-(5)-② 区市における立入検査時の改善指導及びその改善措置の確認状況（平成 26 年 6 月～27 年 3 月）	137
表 2-(5)-③ 立入検査時の指摘に対する改善措置状況を迅速かつ適切に確認しなかったことによりアスベストの飛散・ばく露のおそれがある状態のまま除去等作業が実施された事例	138
表 2-(5)-④ 労基署における立入検査時の指摘と改善措置の確認状況（平成 25 年 1 月～27 年 3 月）	139
表 2-(5)-⑤ 区市における改善措置状況の確認方法	140

## (6) レベル 3 のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

表 2-(6)-① 「被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第 13 次モニタリング）結果について（平成 27 年 10 月 16 日時点）」（平成 27 年 10 月 19 日 平成 27 年度第 1 回アスベスト大気濃度調査検討会資料）（抜粋）	144
表 2-(6)-② 石綿則におけるレベル 3 建材の除去作業に関する規定	145
表 2-(6)-③ 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成 25 年 2 月 20 日付け中環審第 704 号）（抜粋）	145
表 2-(6)-④ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」（平成 26 年 6 月環境省水・大気環境局大気環境課）（抜粋）	146
表 2-(6)-⑤ 区市におけるレベル 3 建材規制の状況	148
表 2-(6)-⑥ レベル 3 建材規制を実施している主な端緒	148
表 2-(6)-⑦ レベル 3 建材規制を実施している区市の主な規制内容	148
表 2-(6)-⑧ レベル 3 建材規制を実施している区市の取組状況	149
表 2-(6)-⑨ レベル 3 建材規制の実施による主な効果	155
表 2-(6)-⑩ レベル 3 建材規制を実施していない主な理由	155
表 2-(6)-⑪ レベル 3 建材規制を実施していない区市において、事業者による事前調査でレベル 3 建材を的確に把握していなかった事例	156
表 2-(6)-⑫ レベル 3 建材規制を実施していない区市において、事業者がレベル 3 建材を	

除去する際に、十分に湿潤化せずに除去していた事例	156
--------------------------	-----

### 3 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

表 3-① 防災基本計画及び地域防災計画に関する規定	162
表 3-② 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成 19 年 8 月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)	164
表 3-③ 地域防災計画における災害時のアスベストの飛散・ばく露対策の規定状況	168
表 3-④ 地域防災計画に災害時のアスベストの飛散・ばく露対策を規定していない県市における民間建築物アスベスト使用実態調査の結果	168
表 3-⑤ 県市における平常時の準備状況	169
表 3-⑥ 平常時の準備を実施している県市の取組内容	169
表 3-⑦ 災害時対応マニュアルに沿った準備が進んでいない主な理由	174
表 3-⑧ 被災市における応急危険度判定の実施状況	174
表 3-⑨ 応急危険度判定時のアスベスト調査に対する否定的な見解の主な内容	174
表 3-⑩ 応急危険度判定時のアスベスト調査を実施することとしている県における取組状況及び応急危険度判定時のアスベスト調査に対する見解	175
表 3-⑪ 被災県市における災害時対応マニュアルに示されていない方法により、アスベストの飛散の危険性のある建築物等を把握した例	176
表 3-⑫ 災害時対応マニュアルの見直し要望の主な内容	177
表 3-⑬ 被災県市が建築物等の所有者に代わって応急措置を講じた例	177

### 4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

#### (1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

表 4-(1)-ア-① 「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)」(平成 17 年 8 月 1 日付け医政発第 0801004 号厚生労働省医政局長通知)(抜粋)	185
表 4-(1)-ア-② 「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)	186
表 4-(1)-ア-③ 地方公共団体が所有する施設においてアスベストの分析調査が未実施とされている施設の調査状況	187
表 4-(1)-ア-④ 私立学校等における吹付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果(平成 26 年 10 月 1 日時点)及びアスベストの分析調査が必要な私立学校に対する指導状況	187
表 4-(1)-ア-⑤ 病院アスベスト使用実態調査(平成 24 年 3 月 30 日公表)においてアスベストの分析調査が必要な病院又は除去等が措置未了の病院の所有者等に対するその後の指導状況	187
表 4-(1)-ア-⑥ 「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」(平成 24 年 3 月 30 日付け医政指発 0330 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知)(抜粋)	188
表 4-(1)-ア-⑦ 病院に対する指導が行われていない理由	189
表 4-(1)-ア-⑧ 社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が適切に行われていない例	189
表 4-(1)-ア-⑨ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査」(平成 20 年 5 月 9 日付け雇児発第 0509002 号、社援発第 0509002 号、障発第 0509002 号、老発第 0509002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知)(抜粋)	191
表 4-(1)-ア-⑩ 社会福祉施設等アスベスト使用実態調査(平成 27 年 6 月 5 日公表)におけるアスベストの分析調査が必要な施設数及びこれらの施設に対する指導状況	192
表 4-(1)-ア-⑪ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第	

	5回フォローアップ調査結果の公表等について（通知）」（平成27年6月5日 付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援 護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知）（抜粋）	195
表4-1-ア-⑫	社会福祉施設等に対する指導が行われていない理由	196
表4-1-ア-⑬	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象を定期報告の対象建築物に限定 している例	197
表4-1-ア-⑭	「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」 （平成20年2月26日付け国住指第4102号国土交通省住宅局建築指導課長 通知）（抜粋）	198
表4-1-ア-⑮	平成20年2月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査を行うよう通 知しているにもかかわらず、それ以降、当該使用実態の調査を行っていない 例	199
表4-1-ア-⑯	民間建築物アスベスト使用実態調査のフォローアップ調査を実施していな い例	199
表4-1-ア-⑰	未報告・未分析・未措置建築物の所有者等に対する指導状況（平成27年 3月16日時点）	200
表4-1-ア-⑱	民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）における 未報告建築物の所有者等に対する指導状況	201
表4-1-ア-⑲	民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）における 未分析の建築物の所有者等に対する指導状況	201
表4-1-ア-⑳	「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」 （平成27年1月5日付け国住指第3594号国土交通省住宅局長通知） （抜粋）	202
表4-1-ア-㉑	未報告建築物の所有者等に対する指導が行われていない理由及び状況	203
表4-1-ア-㉒	現地訪問等を行って指導することにより、未報告の数を減少させて いる例	204
表4-1-ア-㉓	民間建築物アスベスト使用実態調査（平成27年3月16日時点）において アスベスト含有建材の除去等未措置の建築物の所有者等に対する指導状況	205
表4-1-ア-㉔	未措置の建築物に対する指導が行われていない理由及び状況	205
表4-1-ア-㉕	個別に指導するなどにより、アスベスト含有建材の除去等が進んだ例	206
表4-1-イ-①	「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う 飛散性に関する調査報告」（平成23年度建築基準整備促進事業報告）の概要	211
表4-1-イ-②	「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成 24年9月13日付け基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化 学物質対策課長通知）（抜粋）	212
表4-1-イ-③	石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋）	212
表4-1-イ-④	「煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について （依頼）」（平成24年9月13日付け環水大大発第120913003号環境省水・大 気環境局大気環境課長通知）（抜粋）	213
表4-1-イ-⑤	「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）の結 果について」（全体）（平成27年10月16日文科科学省）（抜粋）	214
表4-1-イ-⑥	学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）（室内 等に露出した保温材等の使用状況）（平成27年10月16日文科科学省）	215
表4-1-イ-⑦	学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査） （煙突用断熱材の使用状況）（平成27年10月16日文科科学省）	215
表4-1-イ-⑧	アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び今後のアス ベスト対策に向けた環境整備等について（平成27年1月26日付け国住指 第3761号国土交通省住宅局建築指導課長通知）（抜粋）	215
表4-1-イ-⑨	建築物石綿含有建材マニュアル（平成26年11月国土交通省）（抜粋）	217

表 4-(1)-イ-⑩ 地方公共団体所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施状況	219
表 4-(1)-イ-⑪ 縣市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査において、保温材等からアスベストの含有が確認された例	220
表 4-(1)-イ-⑫ 縣市所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施に至った端緒	221
表 4-(1)-イ-⑬ 縣市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の縣市の意見	221
表 4-(1)-イ-⑭ 病院におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の縣市の意見	222
表 4-(1)-イ-⑮ 社会福祉施設等におけるアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が未実施の縣市の意見	222

## (2) アスベスト台帳の整備の促進

表 4-(2)-① アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物の数	225
表 4-(2)-② 「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(平成 26 年 11 月国土交通省) (抜粋)	225
表 4-(2)-③ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における住宅・建築物 アスベスト改修事業の概要	228
表 4-(2)-④ 調査した縣市におけるアスベスト台帳の整備状況	228
表 4-(2)-⑤ 調査した縣市におけるアスベスト台帳の整備の対象建築物の範囲	229
表 4-(2)-⑥ 台帳整備の対象建築物の範囲を限定している主な理由	231
表 4-(2)-⑦ 平成 2 年以降に施工された建築物又は 1,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物から、 アスベスト含有建材の使用が判明した例	231
表 4-(2)-⑧ アスベスト台帳を整備しない主な理由	231
表 4-(2)-⑨ アスベスト台帳の活用例(予定を含む。)	232